

コミュニティスクール調査研究事業実施要項

四日市市教育委員会

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（平成 16 年 9 月）により設置可能となった学校運営協議会を通じて、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加する学校の在り方について調査・研究し、地域・保護者と学校が一体となった新しい学校経営や効果的な教育活動の実現を図る。

2 モデル校の決定、調査研究期間

(1) モデル校の公募・決定

- ・ 18 年度は 2 校を公募する。
- ・ 小中学校各 1 校を原則とするが、公募の状況によっては小中学校を問わず決定する。

(2) 調査研究期間

- ・ 3 か年程度とする。
- ・ 調査研究終了後、教育委員会が「効果ある」と判断した学校は、引き続き学校運営協議会を設置している学校として指定される。

3 調査研究内容

指定されたモデル校は、学校運営協議会を設置し、次の調査研究のいくつかを実施する。

(1) 教育委員会から依頼する調査研究内容

- 地域・保護者が参画する学校運営の在り方
- 効果的な地域独自カリキュラムの創造
- 学校と地域・保護者の連携の在り方
- 学校運営協議会の権限の範囲や在り方
- 教育委員会との関係の在り方
- 教育委員会による学校長の学校経営への支援・援助の在り方

(2) 設立した学校運営協議会で承認された学校独自の調査研究内容

(3) 教育委員会と学校運営協議会が必要と認めたもの

4 学校運営協議会の組織

- (1) 学校運営協議会の名称は、各学校の創意と主体性によって決定する。
- (2) 学校運営協議会の委員は、学校関係者を除き、原則 10 名以内とする。
- (3) 学校運営協議会の委員は、学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

5 成果の普及・還元

- (1) モデル校は、毎年活動内容や調査研究の成果等を保護者・地域住民に報告するものとする。
- (2) モデル校は、調査研究期間内に報告書・公開研究会等で成果の普及を市内全域に実施するものとする。

6 教育委員会の任務

- (1) 教育委員会は、学校運営協議会委員の委嘱をするとともに、予算の範囲内で委員報償費など支出する。
- (2) 教育委員会事務局職員は、各学校運営協議会にオブザーバー参加する。
- (3) 教育委員会は、モデル校の学校運営協議会の主体性を尊重するものとする。但し、教育効果が見られない等の場合、モデル校の指定を取り消すことができる。

7 その他

- (1) この実施要項は、平成18年4月1日から施行する。